

# 長期収載品の選定療養について

患者様のご希望により、後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で先発医薬品を希望された場合、その差額の一部を「選定療養費」としてご負担いただく制度です。令和8年6月1日より負担割合が変更となり、これまでは価格差の4分の1相当でしたが、「価格差の2分の2（50%）」相当を患者様にご負担いただくこととなりました。選定療養費には別途消費税がかかります。

公費負担医療（小児医療費助成など）をご利用の方も、お薬の差額分については自己負担が発生します。

※下記の場合は対象外となります。

- ・ 医師が医療上、先発医薬品が必要と判断した場合。
- ・ 後発医薬品の在庫がなく、やむを得ず先発医薬品を調剤する場合。

2026年6月

にいざの森ファミリークリニック

院長 植草 省太